

情報提供

那医発第 96 号
令和 7 年 5 月 19 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリにおける機能追加について（周知）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 181 号

令和 7 年 5 月 14 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 比嘉 靖

（公印省略）

オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリにおける 機能追加について（周知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会から標記の通知がありましたので、ご連絡致します。

本件は、オンライン資格確認の導入原則義務化対象外の医療機関や経過措置対象等でご利用いただける、オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリに関して追加アップデートが行われた旨の周知となります。

今回の改善により、マイナ資格確認アプリにおいて、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録が可能になったこと、医療扶助対象者においては、資格確認結果画面に福祉事務所等が表示されるようになったとのことです。

なお、今回のアップデートにきましては、医療機関側でのマイナ資格確認アプリのバージョンアップ作業は必要がないとのことです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

● オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリにおける機能追加について（周知）

（令和 7 年 5 月 7 日 日医発第 243 号（情シ）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：宮良

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 243 号（情シ）（保険）
令和 7 年 5 月 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリにおける
機能追加について（周知）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入原則義務化対象外の医療機関や経過措置対象の医療機関等でご利用いただける、オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリに関して、機能追加を含むアップデートが行われたとのことで、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

今回の改善により、マイナ資格確認アプリにおいて、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が可能となります。また、医療扶助対象者におきましては、資格確認結果画面に福祉事務所名等が表示されます。

なお、今回のアップデートにつきましては、医療機関側でのマイナ資格確認アプリのバージョンアップ作業は必要ございません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリの詳細】

オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリの詳細につきましては、下記の医療機関等向け総合ポータルサイトをご確認ください。

- ・ オンライン資格確認の導入原則義務化対象外の医療機関向け

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011502

- ・ オンライン資格確認の導入原則義務化の経過措置対象の医療機関向け

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011640

【別添資料】

- ・【事務連絡】 オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリにおける機能追加について（周知）
- ・【別紙】 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み機能追加
- ・【別紙】 医療扶助表示画面の改修

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 15 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省社会・援護局保護課

オンライン資格確認（資格確認限定型）の
マイナ資格確認アプリにおける機能追加について（周知）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただき厚く御礼を申し上げます。

受領委任払いを行う柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所等向けには、オンライン資格確認（資格確認限定型）のマイナ資格確認アプリが提供されているところですが、今般、以下の機能追加を含むアップデートを行いました。

これ以降、マイナ資格確認アプリにおいて、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が可能となります。また、医療扶助対象者におきましては、資格確認結果画面に福祉事務所名等が表示されます。

これらの追加機能を含むマイナ資格確認アプリの利用方法については、施術所等向け総合ポータルサイト（<https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf>）に掲載中の「資格確認限定型オンライン資格確認等システム運用マニュアル」「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」の資料をご確認ください。

今般の機能追加について、関係者の皆様へ周知いただきますよう、お願いいたします。

<主なアップデート内容>

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録機能の追加
- ・医療扶助対象者の場合、資格確認結果画面に「福祉事務所名」「氏名カナ」「氏名」「生年月日」「性別」「証区分」を表示

参考：別紙 マイナ資格確認アプリの追加機能について

以上

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み機能追加

別紙

資格確認限定型を用いたオンライン資格確認で、マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みが可能となりました。マイナ資格確認アプリで、マイナンバーカードを読み取った際に、健康保険証の利用登録が未実施の場合、下図のような画面が表示されます。①～③の流れにそって健康保険証利用登録を行ってください。

1

健康保険証の利用登録を行う場合は、「健康保険証利用登録する」ボタンをクリックしてください。

資格確認結果

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です。継続しますが(少しお時間をいただきます。)

健康保険証利用登録する

健康保険証利用登録しない

画面番号: C-04-01-A

2

マイナポータルシステムを利用した、マイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

資格確認結果

マイナポータルシステムを利用して、マイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みをします。

デジタル庁は、利用者にマイナポータルを利用いただくにあたって、下記のとおりマイナポータルの利用規約を定めます。本利用規約はマイナポータルが提供する各種サービスを利用いただくための利用条件等を定めるものであり、マイナポータルを利用する方に適用されるものです。

記

〈目的〉
第1条 本利用規約は、デジタル庁が運営するマイナポータルの利用に関し、利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

〈定義〉
第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。
一 「マイナポータル」とは、様々な行政手続の電子申請や情報取得などのサービスを提供するシステムをいいます。〔<https://myna.go.jp> 及びそのサブドメインのウェブサイト並びにマイナポータルアプリ〕

同意する

同意しない

画面番号: F-01-A

3

マイナンバーカードの健康保険証利用を登録します。

マイナンバーカードの読み取る

上の図の様にスマートフォンのNFC読み取り位置をマイナンバーカードの中央に近づけてください

マイナンバーカードを読み取る

画面番号: F-01-A

医療扶助表示画面の改修

別紙

資格確認限定型を用いたオンライン資格確認において、医療扶助の受給資格がある場合（受給資格の喪失後、新しい資格を取得するまでの間を含む）、当該受給者の「福祉事務所名」「氏名カナ」「氏名」「生年月日」「性別」「証区分」を確認することができるようになりました。（ただし、委託・未委託の情報は表示されないため、従来どおり施術券を確認いただく必要があります。）

改修前

資格確認結果

医療扶助対象者です

必要な提出書類等により、資格確認を行ってください

閉じる

医療扶助について福祉事務所名等の情報は表示されない

改修後

資格確認結果

医療扶助

資格情報	
福祉事務所名	滋賀福祉事務所
フリガナ	シカク タロウ
氏名	資格 太郎
生年月日	昭和27年01月01日
性別	男
証区分	医療扶助

裏面記載情報	
氏名カナ	タシカク タロウ
氏名	他資格 太郎
性別	男

閉じる

画面番号: E-05-A

医療扶助について福祉事務所名等の情報が表示される



日医発第 248 号（情シ）
令和 7 年 5 月 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長 島 公 之
佐 原 博 之
（公印省略）

「医療情報システム開発センター（MEDIS）が提供する
リモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対応について」の補足

平素より本会会務運営に特段のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和 7 年 3 月 27 日付で発出した「医療情報システム開発センター
（MEDIS）が提供するリモート署名サービスの有料化に対する日本医師会の対
応について」（日医発第 2199 号（情シ））について、よりわかり易くご説明いた
します。

本会からの補助の対象となった医療機関については MEDIS より以下の対応
が行われます。

診療所の実質負担額は 0 円となるため、MEDIS からの請求はありません。

病院については MEDIS から本会の補助額との差額分の請求があります。

補助対象となる医療機関（※）

- ・医療機関の管理者が本会 A①会員である
- ・2025 年 3 月末日までに MEDIS の申請フォーム画面から申し込みを行って、
完了している

※両方を満たした際に補助の対象となります。

補助対象の医療機関に対して本会から一律 11,000 円の補助を実施し、本会
から MEDIS に直接支払いをいたします。

【医療機関に対する補助概要】

医療機関規模	年間利用料 (税込)	補助額 (一律)	実質負担額 (税込)
診療所	11,000 円	11,000 円	0 円
病院（400 床未満）	55,000 円		44,000 円
病院（400 床以上）	110,000 円		99,000 円

ただし、本補助に関しては 2025 年度 1 年間に限り実施するものであり、2026 年度以降は実施いたしませんのでご注意ください。

もし、補助対象にも関わらず、実質負担額以上の請求が MEDIS よりされた場合には下記【本件についての問い合わせ先】へご連絡をお願いいたします。

現在、2025 年 5 月末に IC カードが入荷予定となっており、入荷次第順次、HPKI セカンド電子証明書の先行発行者へ医師資格証を発行して参ります。

なお、電子処方箋はリモート署名サービスを利用する方式の他に医師資格証を用いる方式（ローカル署名）でも発行可能です。

加えて、電子処方箋を発行していない医療機関にはリモート署名サービスは必要ありません。

これらを参考に 2026 年度までに当該サービスを継続利用するか、ローカル署名に切り替えるかなどについてご検討をいただき、リモート署名サービスの解約をご希望される場合は、MEDIS/FINDEX が運営する「HPKI セカンド電子証明書利用に関する情報」ホームページ（https://hp.hpki-cardless-signature.net/info_price.html）「6. 途中解約について」をご参照の上、お手続きください。

もし、途中解約手続きを行わない場合には、来年度以降は MEDIS/FINDEX より満額の請求がされますのでご注意ください。

なお、HPKI セカンド電子証明書を取得しただけの方や、本会が公開しているスマートフォン用アプリ「デジタル医師資格」だけをお使いの方など、MEDIS のリモート署名サービスを利用していない方は、利用料を請求されることはありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【本件についての問い合わせ先】

公益社団法人日本医師会 電子認証センター

メール：toiawase@jmaca.med.or.jp

電 話：03-3942-7050